

第19回和歌山県障害者スポーツ大会実施要項

1 目的

障害者のスポーツ振興を図るとともに、障害者に対する社会の理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 主催

和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会

3 主管

和歌山県障害者スポーツ協会

4 後援(順不同)

和歌山市、和歌山県教育委員会、和歌山県市長会、和歌山県町村会、和歌山県市議会議長会
 和歌山県町村議会議長会、(公社)和歌山県体育協会、日本赤十字社和歌山県支部
 (社福)和歌山県社会福祉協議会、(社福)和歌山県福祉事業団、(社福)和歌山県共同募金会
 (社福)和遊協社会福祉事業協力会、(一財)和歌山陸上競技協会、和歌山県卓球協会
 和歌山県水泳連盟、和歌山県アーチェリー協会、和歌山県障害者フライングディスク協会
 和歌山県ボウリング連盟、和歌山県レクリエーション協会、NHK和歌山放送局、(株)テレビ和歌山
 (株)和歌山放送、朝日新聞和歌山総局、毎日新聞和歌山支局、読売新聞和歌山支局
 産経新聞社、わかやま新報、ニュース和歌山(株)

5 開催期日及び会場

開会式	開催期日	時間		会 場
	2019年 5月19日(日)	受付 開始	9:00~9:30 10:00~	

競技	開催期日	時間		会場
陸上競技	2019年 5月19日(日)	競技開始	12:30~	紀三井寺公園陸上競技場
卓球	2019年 5月26日(日)	受付 開始式 競技開始	12:00~ 13:00~ 13:30~	和歌山県子ども・女性・障害者相談 センター体育館・多目的ホール
アーチェリー	2019年 5月26日(日)	受付 開始式 競技開始	12:00~ 13:00~ 13:30~	和歌山県子ども・女性・障害者相談 センターアーチェリー場
水泳	2019年 6月 2日(日)	受付 ウォームアップ 開始式 競技開始	12:00~ 13:00~ 13:45~ 14:00~	秋葉山公園県民水泳場
ボウリング	2019年 6月 9日(日)	受付 開始式 競技開始	9:30~ 10:00~ 10:15~	和歌山グランドボウル
フライングディスク	2019年 11月24日(日)	受付 開始式 競技開始	9:00~ 10:00~ 10:30~	紀三井寺公園陸上競技場

6 参加資格

- (1) 和歌山県内に住所を有する者。又は、県内に所在を有する施設等に入所・通所・通学をしている者。
- (2) 平成31年4月1日現在、13歳以上の身体障害のある者、知的障害のある者、精神障害のある者。
- (3) 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

ただし、内部障害のみの手帳を所持している者は、ぼうこう・直腸機能障害者の者に限る。

(ぼうこう・直腸機能障害以外の内部障害であっても他の障害と重複している者は、競技が可能であるという医師の証明により参加を認めるものとする)

- (4) 知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準じる障害のある者とする。※

※「その取得の対象に準じる障害のある」は、以下のいずれかの資料により判断するので、添付のうえ申し込むこと。

・児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し

・在籍(在学、通所、入所)または卒業(退所)先の所属長による証明書(書式不問)

- (5) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準じる障害のある者。

7 競技規則及び競技役員等について

全国障害者スポーツ大会競技規則及び第19回和歌山県障害者スポーツ大会申し合わせ事項によるものとする。

競技の運営については、下記の者で行うこととする。

(一財)和歌山陸上競技協会、和歌山県水泳連盟、和歌山県卓球協会、和歌山県アーチェリー協会
和歌山県障害者フライングディスク協会、和歌山県ボウリング連盟、
和歌山県障害者スポーツ指導者協議会、和歌山県障害者スポーツ協会の各代表とする。

8 競技・種目及び障害区分、年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分・年齢区分は、和歌山県障害者スポーツ大会競技・種目表(別紙Ⅰ)及び和歌山県障害者スポーツ大会障害区分表(別紙Ⅱ)のとおりとする。
- (2) 競技の組合せは、主催者において決定するものとする。
- (3) 陸上競技・水泳のリレーは男女混合(最低1名は異性をいれなければならない)で行い、年齢区分を設けない。
- (4) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害・年齢区分の選手と同時に競技を行うことがあるが、順位の決定及び表彰は障害・年齢区分別に行う。

9 参加制限

- (1) 陸上競技の4×100mリレーに参加する者は、他に1種目申し込むことができる。
- (2) 水泳に参加する者は、2種目申し込むことができる。
- (3) フライングディスクに参加する者は、アキュラシー競技とディスタンス競技の両方を申し込むことができる。

10 参加申込方法

参加を希望する者は、各々が在籍する市町村あるいは施設・学校を通じて申し込むこと。

市町村及び施設は、所管する福祉事務所あるいは振興局へ別紙大会申込書及び選手団名簿を提出すること。

福祉事務所・振興局及び学校は別紙大会申込書を取りまとめのうえ、平成31年3月20日(水)まで(期限厳守)に下記申込書提出先まで提出するものとする。

※提出期限までに申し込みがない場合は、該当者がいないものとして取り扱う。

申込書提出先

和歌山県障害者スポーツ協会

〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター内

11 表彰

各競技の組毎に1位～3位までメダルを授与する。その他の選手には敢闘賞を贈る。
表彰は、各競技種目の終了後に順次行うものとする。ただし、卓球競技については、試合の状況に応じて適宜、行うものとする。

12 異議の申し立て

- (1) 選手の資格及び組合せについての異議の申し立ては認めない。
- (2) 競技進行中に起きた選手の行為あるいは順位の設定について異議のある場合は、当該選手が所属する選手団の代表者が文書又は口頭により審判長にその旨を申し出ることができる。当該申し立てに対しては、審判長が判断し、その判定は最終とする。
なお、申し出ることができるのは、その種目が終了後30分以内とする。

13 態度決定及び実施本部

- (1) 態度決定時の判断について
 - ① 下表に記載した態度決定日時において、競技開催地で大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発令されている場合、原則として大会は開催しない。
 - ② 態度決定日時において県内に津波警報が発令されている場合は、大会は開催しない。
 - ③ 以下に記載する競技においては、下表に定める態度決定時点で雷注意報が発令されている場合は、主催者において態度決定について協議し決定するものとする。
フライングディスク、アーチェリー、陸上競技(開会式を含む)
 - ④ なお、陸上競技(開会式を含む)については、当日、以下の方法で周知を行う。
 - ・和歌山放送で5時59分と6時59分に態度決定を放送。
 - ・テレビ和歌山で6時～6時30分の間に文字テロップを数回流す。
 - ⑤ その他、不測の事態が発生した場合は、主催者において協議し決定する。
 - ⑥ 態度決定については、下表に記載している実施本部で確認すること。

競技	態度決定日時	実施本部	
開会式・陸上競技	5月19日(日) 5時00分	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター (073-445-5311)	5:00～9:00
		紀三井寺公園陸上競技場 (073-444-7565)	9:00～17:00
卓球	5月26日(日) 8時00分	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター (073-445-5311)	8:00～17:00
アーチェリー	5月26日(日) 8時00分	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター (073-445-5311)	8:00～17:00
水泳	6月 2日(日) 8時00分	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター (073-445-5311)	8:00～11:00
		秋葉山公園県民水泳場 (073-445-7300)	12:00～17:00
ボウリング	6月 9日(日) 5時00分	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター (073-445-5311)	5:00～9:00
		和歌山グランドボウル (073-451-4161)	9:00～16:00
フライングディスク	11月24日(日) 5時00分	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター (073-445-5311)	5:00～ 9:00
		紀三井寺公園陸上競技場 (073-444-7565)	9:00～17:00

- (2) 競技開催中の中止あるいは続行の判断について
競技が始まってから(1)の①に記載する警報及び雷注意報が発令されたとき、あるいは不測の事態が発生した場合の中止あるいは続行の判断については、主催者及び競技委員長において協議の上決定する。

14 ゼッケン

布製で縦15cm、横20cmのものに、団体・施設名及び姓を明記したものを用意すること。

競技	ゼッケン	備考
陸上競技・フライングディスク・ボウリング	胸及び背部	※車いす使用者は車いすの背部
卓球・アーチェリー	背部	※車いす使用者は車いすの背部
水泳	なし	

15 留意事項

- (1) 服装は、競技に適したものであること。
- (2) 運動靴・タオルその他必要品は各自持参すること。
- (3) 陸上競技について
 - ・スパイクシューズは使用できるものとするが、使用するスパイクシューズは全天候型とし、ピンの長さは9mm以内とする。ただし、ソフトボール投及びジャベリックスローについては、12mm以内とする。
 - ・伴走者はビブスをつけること。(大会当日、貸出可能)
 - ・障害区分24は光を通さないアイマスクを装着すること。
 - ・50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。
 - ・50m競走で使用する車いすは、日常生活用で使用している車いすとする。
 - ・車いすで100m以上の競走競技に出場する場合は、ヘルメットを着用すること。
 - ・4×100mリレーは所属は問わないが、申込書にチーム名を必ず記入すること。
- (4) 水泳について
 - ・ウォームアップは、開始式前とする。
 - ・障害区分23は光を通さないゴーグルを装着すること。
 - ・障害区分8、9、11、13、14、15、17、18、19、22のスタートは水中スタートをしなくてはならない。
- (5) アーチェリーについて
 - ・使用する弓矢は各自持参すること。
 - ・競技経験の有するものみの参加とし、競技団体登録等の証明を添付すること。また、各種目において36射150点以上の者とする。
- (6) 卓球について
 - ・各自ラケットを持参すること。
 - ・原則としてリーグ方式によって行うものとする。
 - ・障害区分15は光を通さないアイマスクを装着すること。
- (7) フライングディスクについて
 - ・アキュラシー競技の試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。5分をこえた試技は無効とする。
 - ・ディスタンス競技の試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから3分とする。3分をこえた試技は無効とする。
- (8) ボウリングについて
 - ・補助具を使用しないこと。
 - ・参加申し込み人数により2シフト制で開催する場合がある。
 - ・デュアルレーン(アメリカン)方式で行うものとする。
- (9) 介助について
 - ・介助を要する者は、各自で用意すること。
 - ・競技場には介助を事前に申し込んでいる選手の介助者のみ入場できる。なお、介助者は選手の誘導のみとし、選手の有利となる行為をした場合には選手は失格となる。

16 全国障害者スポーツ大会出場選手の選考

本大会は、全国障害者スポーツ大会へ本県代表選手として派遣する選手の選考会を兼ねる。

陸上競技・水泳・卓球・アーチェリー・ボウリングは、第19回全国障害者スポーツ大会(「いきいき茨城ゆめ大会」、2019年10月12日～14日開催、以下「全国大会」という。)への派遣選手。

フライングディスク競技は、第20回全国障害者スポーツ大会(「燃ゆる感動かごしま大会」2020年10月24日～26日開催)への派遣選手。

全国大会に出場を希望する選手は、申込書の「その他」の箇所意思表示をすること。

全国大会出場選手は、6月中旬に開催を予定する「全国障害者スポーツ大会和歌山県選手選考委員会」(仮称)において、出場希望選手で全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める条件を満たしている者の中から選出する。

なお、選手に対しては、6月30日までに選手団(郡・市・学校)を通じて本県代表選手として選出された旨連絡する。連絡は、出場が決定した選手のみに行う。従って同日までに連絡がなかった選手は、代表選手として選出されなかったものとする。

17 報道

当大会参加選手は、氏名、容姿、声及び言葉などがテレビ、ラジオ、新聞、雑誌及びその他のマスコミに用いられることを拒否せず、障害者スポーツ大会の目的と活動をより広く知らせることに役立つよう協力すること。

18 健康・安全管理

(1) 大会当日の事故については、主催者において加入した傷害保険の範囲内で対応することとする。

健康面においては各参加選手が医師の診断を受けるなどし、自己の責任において健康と安全に十分に留意すること。

(2) 駐車場で発生した事故・盗難等について、主催者は一切責任を負わない。

19 その他

(1) 傷害保険の対象になる事故についての報告は、競技終了までに発生した事故については実施本部が大会会場を撤収するまでに主催者あてに行うこと。また、会場からの帰路における事故についてはすみやかに主催者あてに報告すること。

(2) 大会運営にかかるボランティアは、16歳(高校生)以上に限定する。

(別紙Ⅰ) 和歌山県障害者スポーツ大会競技・種目表

身体障害者 1部39歳以下・2部40歳以上 知的障害者 少年(19歳以下) 青年(20~35歳以下) 壮年(36歳以上)
 精神障害者(卓球のみ) 少年(19歳以下) 青年(20~35歳以下) 壮年(36歳以上)

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

障害区分 種目	肢 1									肢 2						肢 3						肢4	視	聴	知	内	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
100m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
200m																											
400m																											
800m																											
1500m	◎	◎	◎																								
スラローム																											
走高跳																											
立幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
走幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
砲丸投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ソフトボール投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ジャベリックスロー	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ピーンバック投																											
4×100mリレー																											△

※4×100mリレーは男女混合とする。

※50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※視覚障害者の競走競技で伴走者ありの場合は、ひも等を必ずもつこととする。

※体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する。【注】四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

2. 水泳

身体障害者 ◎男女1部・2部 ○男女1部 ●男女2部

知的障害者 ◎男子・女子(3年齢区分) ★男女混合

障害区分 種目	肢 1									肢 2						肢 3						肢4	視	聴	知		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
自由形	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
背泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
平泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	◎	
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
バタフライ	25m	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
4×50mリレー																										★	
4×50mメドレーリレー																										★	

※リレー、メドレーリレーは男女混合とする。

3. アーチェリー

肢体不自由者、聴覚障害者、内部障害者と知的障害者は各障害区分別、男女別に、50m・30mラウンド、30mダブルラウンドを実施する。ただし、各種目において36射で150点以上の点数を獲得できる者。

4. 卓球

- 1 肢体不自由者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者は、各障害区分別、男女別、年齢区分別に実施する。
- 2 視覚障害は、視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で競技を区分する。アイマスク有りはサウンドテーブルテニスに、アイマスク無しは一般卓球に出場ができる。

5. フライングディスク

- 1 アクセラシーは、肢体不自由者・視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者と知的障害者で各障害区分別、男女別にディスリート・ファイブ(5m)、ディスリート・セブン(7m)を実施する。
- 2 ディスタンスの立位は、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者と知的障害者で各障害区分別、男女別に実施し、座位は男女別で実施する。

6. ボウリング

知的障害者のみの競技とし、男女別、年齢区分別に実施する。

(別紙Ⅱ) 和歌山県障害者スポーツ大会障害区分表

1 陸上競技

2 水 泳

3 卓 球

肢体不自由者Ⅰ

<ol style="list-style-type: none"> 1. 手部切断、片前腕切断、片上肢不完全、片上腕切断、片上肢完全 2. 両前腕切断、片前腕・片上腕切断、両上肢不完全 3. 両上腕切断、両上肢完全 4. 片下腿切断、片下肢不完全 5. 片大腿切断、片下肢完全 6. 両下腿切断 7. 片下腿・片大腿切断、両下肢不完全 8. 両大腿切断、両下肢完全 9. 体幹※ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 手部切断 2. 片前腕切断、片上肢不完全 3. 片上腕切断、片上肢完全 4. 両前腕切断、両上肢不完全 5. 両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断 6. 片下腿切断、片下肢不完全 7. 片大腿切断、片下肢完全 8. 両下腿切断、両下肢不完全 9. 両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断 10. 片上肢切断・片下肢切断、片上肢不完全・片下肢不完全 11. 多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全 12. 体幹※ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 片上肢障害 2. 両上肢障害 3. 片下腿切断、片下肢不完全 4. 片大腿切断、両下腿切断、片下肢完全、両下肢不完全 5. 両大腿切断、両下肢完全 [片下腿・片大腿切断] 6. 体幹※
---	---	--

肢体不自由者Ⅱ 〈脳原性麻痺以外の車いす使用者〉

<ol style="list-style-type: none"> 10. 第6頸髄まで残存 11. 第7頸髄まで残存 12. 第8頸髄まで残存 13. 下肢麻痺で座位バランスなし 14. 下肢麻痺で座位バランスあり 15. その他車いす 	<ol style="list-style-type: none"> 13. 第7頸髄まで残存 14. 第8頸髄まで残存 15. 下肢麻痺で座位バランスなし 16. 下肢麻痺で座位バランスあり 	<ol style="list-style-type: none"> 7. 第8頸髄まで残存 8. 座位バランスなし 9. その他の車いす
--	--	--

肢体不自由者Ⅲ 〈脳原性麻痺者〉

<ol style="list-style-type: none"> 16. 四肢麻痺で車いす使用 17. けて移動 18. 上下肢で車いす使用 19. 上肢で車いす使用 20. その他走不能 21. 上肢に不随意運動を伴う走可能 22. その他走可能 	<ol style="list-style-type: none"> 17. 四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能 18. 両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能 19. 片側障害で片上肢機能全廃 20. その他の片側障害で走不能 21. その他 	<ol style="list-style-type: none"> 10. 車いす使用 11. 杖・松葉杖使用 12. 上肢に不随意運動あり 13. 上肢に不随意運動なし 14. 片側障害
---	---	--

肢体不自由者Ⅳ

23. 電動車いす使用	22. 浮具使用
-------------	----------

視覚障害者

<ol style="list-style-type: none"> 24. 視力0から0.01まで 25. その他の視覚障害 	<ol style="list-style-type: none"> 23. 視力0から0.01まで 24. その他の視覚障害 	<ol style="list-style-type: none"> 15. アイマスク有り 16. アイマスク無し
---	---	--

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害

26. 聴覚障害	25. 聴覚障害	17. 聴覚障害
----------	----------	----------

知的障害者

27. 知的障害	26. 知的障害	18. 知的障害
----------	----------	----------

内部障害者

28. ぼうこう又は直腸機能障害

精神障害者

19. 精神障害者

4アーチェリー

5フライングディスク

6ボウリング

肢体不自由者 〈脳原性麻痺以外の車いす常用〉

<ol style="list-style-type: none"> 1. 第8頸髄まで残存 2. その他の車いす

1. 肢体不自由
2. 視覚障害
3. 聴覚障害
4. 知的障害
5. 内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)

1. 知的障害

肢体不自由者 〈切断・機能障害者〉

<ol style="list-style-type: none"> 3. 上肢障害 4. 下肢障害(椅子、車いす使用を含む) 5. 体幹※

肢体不自由者 〈脳原性麻痺者〉

6. 脳原性麻痺

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害

7. 聴覚障害

内部障害者

8. ぼうこう又は直腸機能障害

知的障害者

9. 知的障害
